

平成23年4月7日号 No. 10

『ふるさと納税』で義援金を送るとは・・・

読売新聞社の全国世論調査で、東日本大震災の被災者支援について、「どのようなことをしたいと思うか、あるいは、すでにしたか」を複数回答で聞いたところ、「義援金を寄付する」91%、「生活物資を送る」33%、「被災地以外でボランティア活動を行う」26%、「被災地でボランティア活動を行う」9%の順に多かったそうです。

全国で9割の人々が義援金の寄付を考えている中で、どのように義援金を送るのが確実に被災者のもとへ届くのか、考えている方も多いのではないかと思います。

税金という観点で見ても、選択肢はひとつではありません。「義援金」と「ふるさと納税」についてお知らせしたいと思います。

義援金

義援金は号外No.8でお伝えしましたように、その義援金が特定寄付金に該当するものであれば、確定申告の際、寄付金控除が受けられます。

特定寄付金の合計額より2,000円引いた金額が、所得より控除されます。

(号外No.8 <http://www.narayama.com/>)

ふるさと納税

こちらは2008年4月30日に公布された制度です。任意の自分が寄付したい地方自治体に寄付することで、寄付した額が所得税及び、住民税より税額控除されるものです。

「ふるさと」といっても自分の故郷という意味だけではなく、任意の地方自治体に寄付をすることなので、今後がんばってほしい市町村や、応援したい市町村を選ぶことができます。

「納税」と言っても本来は寄付をすることと解釈した方がよろしいです。

今回の東北地方太平洋沖地震の支援として、「ふるさと納税」という方法もあるとテレビなどで放映されております。「ふるさと納税」では、寄付をした方の所得の金額と寄付額により計算割合が変更されるため、税金が減額される金額は変わってきます。

寄付金控除計算方法（所得税～住民税）

- ①所得税計算における所得控除：〔ふるさと納税額－2千円〕×（5～40）%
- ②基本控除：〔ふるさと納税額－5千円〕×10%
- ③特例控除：〔ふるさと納税額－5千円〕×〔90%－5～40%（所得税の限界税率）〕

①は所得税からと②と③の合計額は住民税から控除されます。

③については個人住民税所得割の額の1割が限度です。

ということはどういうことなのか・・・

①と②については義援金（特定寄付金をした場合）もふるさと納税も同じ計算をされます。

③についてはふるさと納税のみ計算後控除されるのですが、住民税の所得割金額の1割以上の金額は控除出来ません。

寄付金控除の計算例

計算例Ⅰ 年収1,000 万円で10万円寄附（扶養家族は妻と子供2 人）

* 所得税率20%、住民税所得割580,000 円と想定

まず、控除の対象外である5千円（所得税では2千円）を寄附金額から引き、

① $98,000 \text{ 円} \times 20\% = 19,600 \text{ 円}$

② $95,000 \text{ 円} \times 10\% = 9,500 \text{ 円}$

③ $95,000 \text{ 円} \times (90\% - 20\%) = 66,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 所得割の1割を超えるため58,000 円

①+②+③=87,100 円

所得税の減額 19,600 円・・・**確定申告**（寄附した年）によって減額

住民税の減額 67,500 円・・・**寄附した翌年度**の住民税で減額

計算例Ⅱ 年収700 万円で4万円寄附（扶養家族は妻と子供2 人）

* 所得税率10%、住民税所得割320,000 円と想定

まず、控除の対象外である5千円（所得税では2千円）を寄附金額から引き、

① $38,000 \text{ 円} \times 10\% = 3,800 \text{ 円}$

② $35,000 \text{ 円} \times 10\% = 3,500 \text{ 円}$

③ $35,000 \text{ 円} \times (90\% - 10\%) = 28,000 \text{ 円} \Rightarrow$ **所得割の1割以内のため全額**

①+②+③=35,300 円

所得税の減額 3,800 円・・・**確定申告**（寄附した年）によって減額

住民税の減額 31,500 円・・・**寄附した翌年度**の住民税で減額

計算例Ⅲ 年収300 万円で1万円寄附（単身者）

* 所得税率5%、住民税所得割154,000 円と想定

まず、控除の対象外である5千円（所得税では2千円）を寄附金額から引き、

① $8,000 \text{ 円} \times 5\% = 400 \text{ 円}$

② $5,000 \text{ 円} \times 10\% = 500 \text{ 円}$

③ $5,000 \text{ 円} \times (90\% - 5\%) = 4,250 \text{ 円} \Rightarrow$ **所得割の1割以内のため全額**

①+②+③=5,150 円

所得税の減額 400 円・・・**確定申告**（寄附した年）によって減額

住民税の減額 4,750 円・・・**寄附した翌年度**の住民税で減額

『任意の地方自治体に寄付』という部分が「ふるさと納税」のポイントです。計算例Ⅱにもありますが、4万円寄付をして、所得税・住民税合計で35,300円の減額を受けることが出来ます。

5,000円以上の寄付をお考えであれば、「ふるさと納税」をつかえば税金の減額をうまく活用できます。

ただし、次のような問題もあるようなので、ご参考までに

- ・住民が直接行政サービスを受ける地方自治体に納税する『受益者負担の原則』から外れる。
- ・各自治体（特に税額控除を受ける側の自治体）での業務が煩雑になる。

これらを踏まえて「ふるさと納税」を上手に活用しましょう。

ご不明な点がございましたらご相談下さい

ふるさと岩手応援寄付 http://www5.pref.iwate.jp/~hp0106/gaiyou/furusato_nouzei/index.html